

公共工事等における新技術活用システム
～「テーマ設定型実証」実施第三者機関等に関する公募～

【 応 募 要 領 】

平成30年3月

国土交通省大臣官房

技 術 調 査 課

公 共 事 業 調 査 室

1. 概要

1) 目的

現在運用している「公共工事等における新技術活用システム」*1（以下「新技術活用システム」という。）は、多種多様な建設分野に関する技術が登録されている「新技術情報提供システム」*2（以下「NETIS」という。）をその中心とし、技術評価に重きを置いた運用が開始されてから10年以上経過したところである。

また、新技術活用システムは、公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みであり、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与してきたところである。

今後さらなる新技術の開発及び社会実装を促進するために、新技術活用システムのうち、テーマ設定型実証を実施する第三者機関等を公募するものである。

- *1 国土交通省本省及び整備局等が実施する「新技術情報の収集」、「新技術情報の提供」、「新技術の活用」、「新技術の事後評価」及び「新技術の活用促進」から構成されるシステムを指す。
- *2 新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として、国土交通省のイントラネット及びインターネットで運用されるデータベースシステムを指す。

2) 実施内容

(1) 技術テーマのリクワイヤメント、試験方法等の原案の作成

第三者機関等は、国土交通省が設定し、提示する技術テーマに関して、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求める要求水準、評価指標及び試験方法（以下「リクワイヤメント」という。）の原案を作成する。

なお作成したリクワイヤメント（案）は、当該テーマの担当地方整備局（以下、「担当地整」という。）が、担当地整内に設置された新技術活用評価会議（以下、「評価会議」という。）にて承認を受けるものとする。

(2) テーマに関する有識者会議の設立、運営

第三者機関等は、テーマ設定型を実施するにあたり、当該技術分野に精通する専門家等（有識者）からの助言を得るために、有識者による専門部会（WG）を設立・運営するものとする。

(3) リクワイヤメント（案）への意見公募及び対応方針（案）の作成

評価会議で承認を受けたリクワイヤメント（案）に対して、担当地整は広く一般からの意見を募集するので、第三者機関等は、そこに寄せられた意見等への対応方針（案）を策定し、それに基づきリクワイヤメント（案）を修正する。

作成した対応方針（案）と修正リクワイヤメント（案）は、担当地整が評価会議にて承認を受けるものとする。

(4) 公募要領策定及び技術公募

第三者機関等は、承認を受けたリクワイヤメントに基づき、技術公募要領（案）を作成する。

作成した技術公募要領（案）は、担当地整が評価会議にて承認を受け、それに基づいて技術公募を行う。

(5) 選定技術（案）の作成

第三者機関等は、応募された技術について、技術情報を整理し募集条件への適否を確認して、選定技術（案）を作成する。

作成した選定技術（案）は、担当地整が評価会議にて承認を受けるものとする。

(6) 試験データ等に基づく評価

第三者機関等は、応募者が実施する試験等の結果に基づき、設定したリクワイヤメント及び工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等の技術的事項、経済性等の社会的事項について、評価を行う。

(7) 技術比較表の作成

第三者機関等は、前項の評価結果を選定技術間で比較できるように、一覧表にまとめた技術比較表を作成する。

作成した技術比較表は、担当地整が評価会議にて承認を受けるものとする。

3) 登録期間

テーマ設定型実証の実施第三者機関等としての登録期間は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2. 応募要件

1) 応募書類の提出者に要求される資格

下記の①～④の全てを満たす者

- ① 社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人もしくは当該技術分野に精通する者であり、当該テーマ設定型実証に係る実施体制を組むことができること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 国土交通省本省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 別紙 1 「暴力団排除に関する誓約事項」により誓約した者であること。

2) 応募書類の提出者に対する要件

- ・ 国土交通分野の新技术の審査、評価に係わる業務等の実績（平成 19 年度以降）を 1 件以上有すること。提出者は、テーマ設定型実証の実施を申請する技術分野（別紙 2 「テーマ設定型実証の実施を申請する技術分野について」参照）を応募時に記載するものとする。提出者の業務等の実績については、申請技術分野の実績が分かるように様式-2 を作成するものとする。

3) 配置予定技術者（管理技術者）に対する要件

- ・ 配置予定技術者（管理技術者）の資格等

以下のいずれかの資格を有する者とする。外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣（総合政策局建設市場整備課）認定又は旧建設大臣認定（建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

管理技術者

- ・ 技術士（総合技術監理部門-建設）
 - ・ 技術士（建設部門）
 - ・ RCCM（建設関連部門）
 - ・ 工学博士（建設関連分野）
 - ・ 土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・ 管理技術者に必要とされる業務の実績等

管理技術者は、国土交通分野の新技术の審査、評価に係わる業務等の実績（平成19年度以降）を1件以上有すること。管理技術者の業務等の実績については、申請技術分野の実績が分かるように様式-3を作成するものとする。

管理技術者が、テーマ設定型実証の実施を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の〔1〕、〔2〕の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

〔1〕 当該管理技術者と同等以上の業務等実績を有する者

〔2〕 当該管理技術者と同等以上の技術者資格を有する者

3. 担当部局 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 中央合同庁舎 3号館 5階
国土交通省 大臣官房 技術調査課（担当：石田、土橋）
電話 03-5253-8125 ファクシミリ 03-5253-1536
電子メール：ishida-m2yk@mlit.go.jp
tsuchihashi-h96qm@mlit.go.jp

4. 応募要領の内容についての質問

- 1) 質問は、持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール（着信を確認すること）によること。なお、文書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：3. に同じ

②質問の受付期間：平成30年3月15日（木）～平成30年4月12日（木）

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から18時15分まで

- 2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日間（休日を含まない）以内に電送又は電子メールにより行うほか、質問者以外のすべての参加者に対して電送又は電子メールにより送付する。

5. 応募書類作成および記載上の留意事項

1) 応募書類作成の基本事項

応募書類は、テーマ設定型実証における具体的な取り組み体制等について申請を求めらるるものであり、成果の一部について提出を求めらるるものではない。本応募要領において記載された事項以外の内容を含む応募書類又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない応募書類については、申請を無効とする場合があるため注意すること。

2) 応募書類の作成方法

応募書類の様式は別添一〔様式一 1～7はA4判、様式一 8はA3判〕に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 応募書類の内容に関する留意事項

記載内容	記載にあたっての留意事項
応募書類の提出者の経験及び能力	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通分野の新技術の審査、評価に係わる業務等の実績（平成19年度以降）を有すること。 申請技術分野の実績が分かるように記載するものとする。 記載様式は様式-2とする。
配置予定の技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者について経歴等を記載する。 申請技術分野の実績が分かるように記載するものとする。 記載様式は様式-3とする
配置予定の技術者の業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者が過去に従事した国土交通分野の新技術の審査、評価に係わる業務等の実績（平成19年度以降）について記載する。 申請技術分野の実績が分かるように記載するものとする。 応募書類の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 記載様式は様式-4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、申請技術分野毎にA4判1枚に記載する。
当該業務の実施体制 (業務実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。 担当技術者は、申請技術分野に代表技術者1名ずつ最大3名まで記載する。 応募書類の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 記載様式は様式-5とする。
当該業務の実施上の提案	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な実施フローに関し提案する（A4判1枚） ※別紙3を踏まえつつ、できるだけ多くの技術を効率的かつ的確に審査・評価するための実施フローを具体的に提案 技術テーマのリクワイヤメント、試験方法等の原案作成における着眼点、留意点を提案する（A4判1枚） 試験データ等に基づく評価を実施する上での着眼点、留意点を提案する（A4判1枚） 記載様式は様式-6とし、全部A4判3枚以内に記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 提出要請に対する意見、テーマ設定型実証を行う上での改善提案等があれば記載する。 記載様式は様式-7とし、A4判1枚以内に記載する。
公共工事等における新技術活用システム テーマ設定型実証実施第三者機関登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式-8とする。 提出者は、遵守及び了承すべき事項等を定めた別紙の実施規約（様式-8に添付）に同意し履行を確約するものとする。 実施規約に同意し履行を確約した場合のみ応募書類を提出するものとする。

- 4) 作成時に用いる言語等
書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 5) 応募書類の無効
書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
6. 実施規約の同意
 - 1) 提出者は、遵守及び了承すべき事項等を定めた別紙の実施規約（様式－8に添付）に同意し履行を確約するものとする。
 - 2) 実施規約に同意し履行を確約した場合のみ応募書類を提出するものとする。
7. 応募書類の提出方法、提出先、提出期限
 - 1) 提出方法：1部を持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メールによること（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること）。なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外の提出は無効とする。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
PDF ファイルに限る
 - ・ファイル総量は1メガバイト以内とすること（2つ以上のファイルは認めない）。
 - ・プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された企画提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。
 - 2) 提出先：3. に同じ
 - 3) 提出期限：平成30年4月12日（木）
8. ヒアリング
 - 1) 提出された応募書類について不明な箇所がある場合は、ヒアリングを実施することがある。書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
 - 2) ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。
 - 3) ヒアリングの説明に際しては、提出した応募書類のみを使用すること。提出した応募書類以外の資料を使用した場合、提出された応募書類は無効とする。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
 - 4) ヒアリングに出席しない場合は意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむをえない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合にはその旨を理由とともに書面（書式自由、ただし、A4判とする）にて提出すること。

9. 第三者機関等の選定

新技術活用システム検討会議において、提出者から提出された資料をもとに、応募要件の適否や提案内容を審査し、第三者機関等として選定するものを決定する。

10. 応募結果の通知・公表について

1) 選定結果

提出者に対して選定の有無について文書で通知する。

2) 選定結果の公表

選定された提出者は、NETIS（維持管理支援サイト）上で公表する。

3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

①選定の通知を受けた者が、虚偽その他の不正な手段により選定されたことが判明したとき。

②選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。

③その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

11. 非選定理由に関する事項

1) 上記10. 1) の選定されなかった通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール（着信を確認すること）により、非選定理由について説明を求めることができる。

2) 上記1) の回答は、書面により行う。

3) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

①受付場所：3. に同じ

②受付日時：土曜日、日曜日及び休日を除く9時30分から18時15分まで

12. 費用負担について

1) 応募資料の作成及び提出、ヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

2) 選定技術の試験等により発生する費用は、受益者負担の観点からテーマ設定型実証に参加する企業等の負担とする。具体については、別途国土交通省と協議するものとする。

13. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ。

14. その他留意事項

1) 第三者機関等は、自ら開発に関わった技術についての審査には関与することができない。

- 2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 3) 選定されなかった場合、提出された応募書類は当方で破棄する。また提出された応募書類はテーマ設定型実証を実施する第三者機関等の選定以外の目的では提出者に無断で使用しない。なお、選定された者の応募書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 4) 選定された者は、公募を実施した結果、テーマ設定型実証を行うに適う者として選定されるに留まり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。
- 5) 応募書類の提出後において、記載内容の変更を認めない。また、応募書類に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由がある場合には、同等以上の技術者であるとの国土交通省の了解を得ることを条件に変更することができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、応募書類の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

テーマ設定型実証の実施を申請する技術分野について

テーマ設定型実証への申請に当たり、技術分野は①建設技術審査証明事業団体の対象技術の分類、②技術士（総合監理部門又は建設部門）等技術者資格、③建設コンサルタント登録部門などを参照し、申請者にて記載するものとする。

①建設技術審査証明事業団体の対象技術の分類

一般土木工法、土木系材料・製品・技術、道路保全技術、建設機械施工技術、先端建設技術、建設情報技術、ダム建設技術、砂防技術、下水道技術、測量技術、地図調製技術、都市緑化技術、建築技術、建築物等の保全技術、住宅等関連技術 など

②技術士（総合技術監理部門又は建設部門）

土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境 など

③建設コンサルタント登録部門

河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、上水道及び工業用水道部門、下水道部門、農業土木部門、森林土木部門、水産土木部門、廃棄物部門、造園部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門、機械部門、電気電子部門

「テーマ設定型実証」のプロセス

